

第3次平生町障がい者福祉基本計画

第7期平生町障がい福祉計画

第3期平生町障がい児福祉計画

令和6年度～令和11年度



令和6年3月
平生町

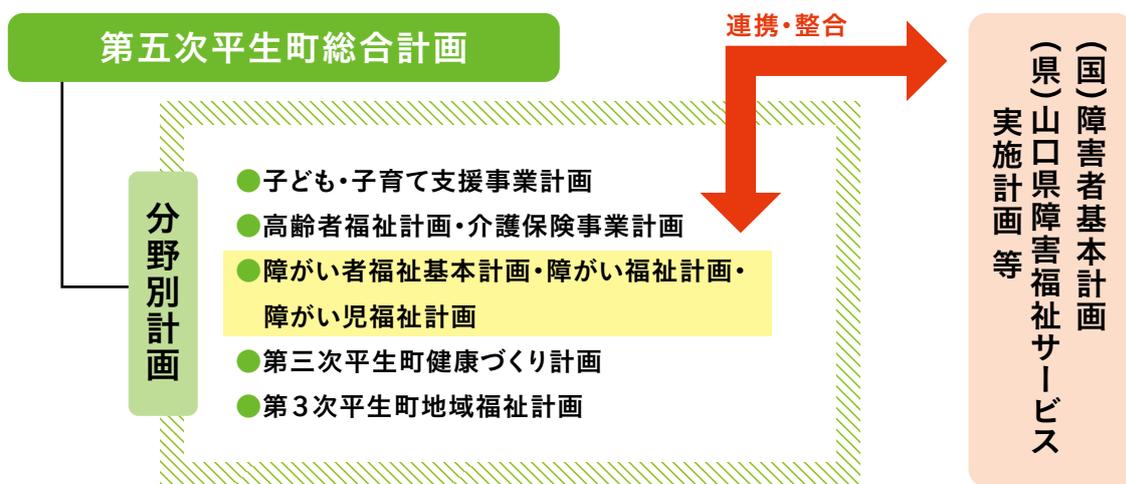
計画策定の趣旨

平生町では、平成29年度に障がい者施策全般にわたる方向性を示した「平生町障がい者福祉基本計画（第2次）」を策定し、令和2年度には必要な福祉サービスを総合的かつ計画的に提供することを目的に、「第6期平生町障がい福祉計画」「第2期平生町障がい児福祉計画」の策定を行い、障がいのある人に対する保健・医療・福祉をはじめ、雇用・就労、まちづくりなど、様々な分野における施策を総合的・計画的に進めるとともに、障害福祉サービス、障害児福祉サービスの推進に努めてきました。

本町では「平生町障がい者福祉基本計画（第2次）」「第6期平生町障がい福祉計画」「第2期平生町障がい児福祉計画」が計画期間を終了することを受け、これらの新たな制度や社会の動向、障がいのある人のニーズ等を踏まえながら、本町における障がい者福祉のまちづくりを推進するため、「第3次平生町障がい者福祉基本計画」及び「第7期平生町障がい福祉計画」並びに「第3期平生町障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

計画の位置づけ

この計画は本町のまちづくりの基本方針である「第五次平生町総合計画」や、福祉分野の上位計画である「第3次平生町地域福祉計画」を踏まえた計画として、整合性をはかり、関連付けながら推進していきます。また、各法律に基づき、「第3次平生町障がい者福祉基本計画」「第7期平生町障がい福祉計画」「第3期平生町障がい児福祉計画」を一体的に策定します。



計画の期間

計画の期間は、「第3次平生町障がい者福祉基本計画」については、令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期平生町障がい福祉計画」及び「第3期平生町障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
第3次平生町障がい者福祉基本計画 (R6～R11)					
第7期平生町障がい福祉計画 (R6～R8)			第8期平生町障がい福祉計画 (R9～R11)		
第3期平生町障がい児福祉計画 (R6～R8)			第4期平生町障がい児福祉計画 (R9～R11)		

🌀 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害者基本法では、全ての国民が、障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的としています。

本計画においても障害者基本法の目的を踏まえ、リハビリテーション及びノーマライゼーションの理念のもと、「障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、人としての尊厳が守られ、共に生きることができる地域社会の実現」を基本理念として掲げ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の実現を目指します。

基本理念

**障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、
人としての尊厳が守られ、共に生きることができる地域社会の実現**

2 計画の基本目標

本計画では、基本理念の実現を図るため、次の5つの基本目標を掲げて取組を進めていきます。

基本目標

基本目標1 意思や希望が尊重される地域社会づくり

- 1 権利擁護の推進
- 2 障がいに対する理解促進
- 3 社会参加の促進

基本目標2 いきいきと暮らすための健康づくり

- 1 保健・医療体制等の充実
- 2 特性に応じた適切な支援

基本目標3 自分らしく暮らすための支援体制づくり

- 1 相談支援の充実
- 2 福祉サービス等の充実
- 3 就労支援の充実
- 4 在宅生活の充実
- 5 意思疎通支援の充実

基本目標4 安心安全に暮らせるまちづくり

- 1 福祉のまちづくりの推進
- 2 移動手段の整備
- 3 災害時支援体制の整備

基本目標5 共に育ち共に学ぶ環境づくり

- 1 療育体制の充実
- 2 教育等の充実

障がい者施策

基本目標1 意思や希望が尊重される地域社会づくり

障がい者が、地域の中で自立して安心して日常生活を送れるよう、障がい福祉サービスの提供体制の整備や日中活動の場づくりを推進します。

また、社会生活の安定を図るために、居住支援の充実や経済的支援の充実に努めます。

さらに、関係機関が連携した総合的な相談支援体制の構築や権利擁護の支援など、障がい者の立場に立ったサービス提供や支援に努めます。



基本目標2 いきいきと暮らすための健康づくり

障がい者が、健康的な日常生活が送れるよう、ライフステージに応じた保健・医療サービスを適切に提供し、障がいの原因の一つとなる疾病等の予防や早期発見・治療、早期療育体制の充実を推進します。

また、自らの障がいとうまく付き合いながら健康の維持・増進が図られるよう、障がい特性に応じた保健・医療サービス提供体制等の充実に図ります。

さらに、精神疾患の早期発見・早期対応や相談支援体制の充実に努めます。



基本目標3 自分らしく暮らすための支援体制づくり

障がい者の社会的自立を促進するためには、生活の経済的基盤である職業的自立が基本であり、障がい者の働く権利、自己実現、社会への貢献の観点から、その適性と能力に応じて可能な限り就労の場に就き、自己の力を発揮できるよう雇用・就労機会の充実に図ります。

また、身近な地域で障がい者が、文化活動をはじめ、スポーツ・レクリエーションなどの様々な活動にも参加することで、自己の能力を発揮し、生きがいのある生活を送れるよう支援します。



基本目標4 安心安全に暮らせるまちづくり

障がい者が気軽にまちに出るなど、外出や活動しやすいまちづくりに向け、公共施設や道路、公共交通機関の利便性向上など、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

また、障がい者の安全を確保するため、地域住民や自主防災組織等と連携した緊急連絡体制や避難誘導体制等の防災体制を確立し、安心して安全な暮らしを確保するための基盤づくりを推進します。



基本目標5 共に育ち共に学ぶ環境づくり

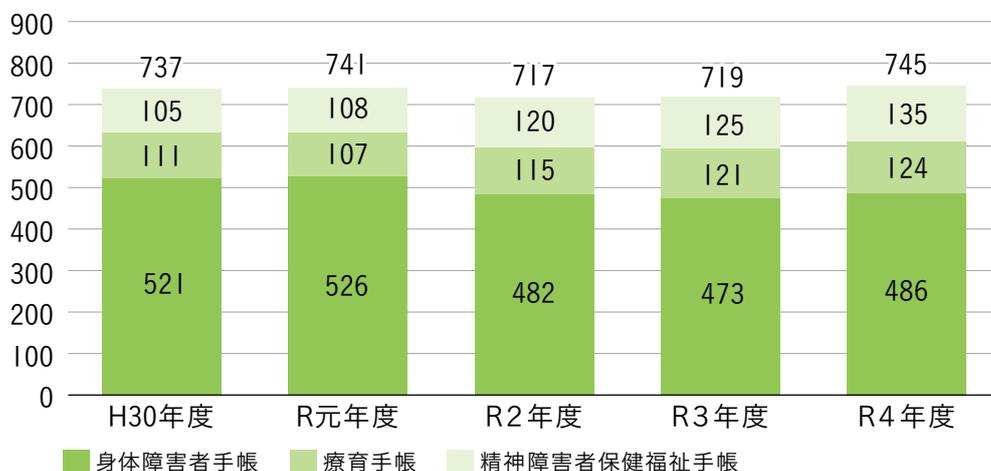
障がいのある子どもたち一人ひとりが、社会の一員として主体性を発揮し、自己実現を目指した生きがいのある生活が送れるよう、それぞれの障がいの状況に応じた適切な療育及び教育の充実に図ります。



障害者手帳所持者の状況

本町における障害者手帳の交付状況(身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者、重複含む。)をみると、令和5年3月31日現在、身体障害者手帳所持者が486人、療育手帳所持者が124人、精神障害者保健福祉手帳所持者が135人となっており、身体障害者手帳所持者の割合が全体の約6割を占めています。

■障害者手帳所持者数の推移



資料：町民福祉課(各年度末現在)

障がい福祉計画の成果目標

※令和6年度目標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標	考え方
地域生活に移行する人数	1人	令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
施設入所者数の削減見込客	1人	令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着が可能となります。

長期入院精神障がい者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業所の努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会を構築していく必要があります。

3 地域生活支援の充実

項目	目標	考え方
地域生活支援拠点等の整備	近隣市町と共同で1か所整備	各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保
運用状況の検証・検討回数	年1回以上	各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

4 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標	考え方
一般就労への移行者数	3人	令和3年度一般就労への移行実績の1.28倍以上が一般就労に移行
就労移行支援	1人	令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする
就労継続支援A型	1人	令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上とする
就労継続支援B型	1人	令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上とする
令和3年度末における就労定着支援事業の利用者数	1人	令和3年度就労定着支援事業の利用者数の1.41倍以上
就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる事業所の割合	25.0%	2割5分以上

5 発達障がいのある人等に対する支援

項目	目標	考え方
ペアレント・トレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	1人	現状のペアレント・トレーニングやペアレントプログラム等の実施状況及び発達障がいのある人等の人数を勘案し、受講者数の見込みを設定します。
ペアレントメンターの人数	1人	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び発達障がいのある人等の人数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定します。
ピアサポートの活動への参加人数	1人	現状のピアサポートの活動状況及び発達障がいのある人等の人数を勘案し、参加人数の見込みを設定します。

6 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標	考え方
基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援実施機関の設置	1か所	近隣市町と共同で整備を行います。
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	1か所	近隣市町と共同で整備を行います。

7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

項目	目標
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数	2人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築と実施回数	無 1回/年



障がい福祉サービス等の見込量

サービス	単位	見込			
		R6年度	R7年度	R8年度	
訪問系サービス	居宅介護	時間/月	105	115	125
		人/月	11	12	13
	重度訪問介護	時間/月	124	124	124
		人/月	2	2	2
	同行援護	時間/月	10	10	10
		人/月	2	2	2
	行動援護	時間/月	0	0	0
		人/月	0	0	0
	重度障がい者等包括支援	時間/月	0	0	0
		人/月	0	0	0
日中活動系サービス	生活介護	人/月	35	36	37
		人日/月	729	750	771
	自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0
		人日/月	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	人/月	1	2	2
		人日/月	22	44	44
	就労選択支援	人/月	0	0	0
		人日/月	0	0	0
	就労移行支援	人/月	1	2	2
		人日/月	22	44	44
	就労継続支援(A型)	人/月	4	5	6
		人日/月	79	99	119
	就労継続支援(B型)	人/月	31	33	35
人日/月		538	578	618	
就労定着支援	人/月	2	2	3	
	療養介護	人/月	2	2	2
短期入所(福祉型)	人/月	5	6	7	
	人日/月	59	69	79	
短期入所(医療型)	人/月	0	0	0	
	人日/月	0	0	0	
居住系サービス	自立生活援助	人/月	0	0	0
	共同生活援助	人/月	9	10	11
	施設入所支援	人/月	24	24	23
計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	計画相談支援	人/月	23	25	27
	地域移行支援	人/月	0	0	1
	地域定着支援	人/月	0	0	1

地域生活支援事業の見込量

サービス	単位	見込		
		R6年度	R7年度	R8年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有
相談支援事業				
障害者相談支援事業	か所	3	3	3
基幹相談支援センター	設置有無	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	件/年	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	有	有	有
意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	件/年	1	1	1
手話通訳者設置事業	件/年	0	0	0

サービス	単位	見込			
		R6年度	R7年度	R8年度	
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	件/年	1	1	1	
自立生活支援用具	件/年	2	2	2	
在宅療養等支援用具	件/年	2	2	2	
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	1	1	
排せつ管理支援用具	件/年	370	370	370	
住宅改修費	件/年	1	1	1	
手話奉仕員養成研修事業	養成講習修了者数	3	3	3	
移動支援事業	人	12	12	12	
	時間/年	45	45	45	
地域活動支援センター	か所	1	1	1	
	人/年(延人数)	285	285	285	
任意事業					
社会参加支援事業	日中一時支援事業	人	130	130	130
		か所	5	5	5
	巡回専門員事業	人/年	22	23	24
		か所	2	2	2
	自動車運転免許取得・改造助成事業	件/年	1	1	1
	障害支援区分認定等事務	人/年	25	25	25

障がい児福祉計画の成果目標

※令和6年度目標

障がい児支援の提供体制の整備等

項目	目標	考え方
児童発達支援センターの設置数	1か所	児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1か所	保育所等訪問支援を利用できる体制の確保
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村または各圏域に少なくとも1か所確保
医療的ケア児支援の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	1か所	保育・教育関係者を含めた支援体制の構築

障がい児福祉サービス等の見込量

サービス	単位	見込		
		R6年度	R7年度	R8年度
児童発達支援	日/月	86	95	104
	人/月	10	11	12
医療型児童発達支援	日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
放課後等デイサービス	日/月	220	229	238
	人/月	29	30	31
保育所等訪問支援	日/月	1	1	1
	人/月	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
障害児相談支援	人/月	10	11	12

第3次平生町障がい者福祉基本計画・第7期平生町障がい福祉計画・第3期平生町障がい児福祉計画

発行：令和6年3月 平生町

編集：町民福祉課 地域福祉班 〒742-1195 山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1 TEL：0820-56-7113